

## 主な財政用語・指標

| 区 分     | 説 明   | 計 算 式   |
|---------|---|---|
| 普通会計    | 全国の市町村を統一的な基準で比較するために、仮に設けられている会計。諫早市の場合は、一般会計及び墓園事業特別会計の合計。                                |   |
| 実質収支    | 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額。  | 歳入歳出差引額－翌年度へ繰り越すべき財源  |
| 単年度収支   | 当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額。   | 当該年度の実質収支額－前年度の実質収支額  |
| 基準財政需要額 | 普通交付税の算定に用いられる、標準的に見込まれる経常経費、投資的経費等の財政需要を一定の方法により算定した額。                                     | (各行政項目ごとの測定単位の数値×補正係数)×単位費用の合算額   |
| 基準財政収入額 | 普通交付税の算定に用いられる、標準的に見込まれる税等の収入を一定の方法により算定した額。  | (標準的税収入(個人住民税税源移譲相当額除く)+税交付金+市町村交付金+減収補てん特例交付金+特別交付金)×75/100+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+児童手当特例交付金+個人住民税税源移譲相当額       |
| 標準財政規模  | 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもの。  | (基準財政収入額－(地方譲与税+交通安全対策特別交付金+児童手当特例交付金+個人住民税税源移譲相当額))×100/75+地方譲与税+児童手当特例交付金+交通安全対策特別交付金+個人住民税税源移譲相当額 +普通交付税 |
| 実質収支比率  | 実質収支の標準財政規模に対する割合。経験的に3～5%が適当とされている。赤字額が20%を超える場合は、地方財政再建促進特別措置法(平成20年度まで)に定める財政再建計画の策定が必要。 | (歳入歳出差引額－翌年度へ繰り越すべき財源)／標準財政規模×100   |
| 経常収支比率  | 地方公共団体の財政構造の弾力性を示すもの。一般的に都市では75%、町村では70%が妥当で、各々5%を超えると弾力性を失いつつあるとされている。                     | 経常経費充当一般財源の額(歳出)／経常一般財源の総額(減収補てん債及び臨時財政対策債を含む)×100  |
| 財政力指数   | 財政基盤の強さを示すもの。数字が大きいほど財政基盤が強いとされる。1を超えると普通交付税不交付。通常は3か年平均の数値を使用する。                           | 基準財政収入額／基準財政需要額   |
| 公債費比率   | 公債費の一般財源に占める割合のこと。財政構造の健全性保持のためには、10%を超えないことが望ましいとされている。                                    | (繰上償還及び転貸債を除く元利償還金充当一般財源－災害復旧費等基準財政需要額)／(標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額－災害復旧費等基準財政需要額)×100                             |